

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2018年
7月号

事業主の皆様へ 職場定着率アップを目指す！

人材確保・人材育成セミナー

人材育成や人材確保など様々な情報交換の場を設け、課題改善に取り組むことを目的としたセミナーです。「魅力ある職場」づくりが生産性向上や人材確保のカギとなっています。

【対象】

○県内事業所の人事・労務部門担当者

【内容】

【第1部】

- ワークライフバランスや働き方改革
- 育児休暇・育児休業を取得しやすい職場環境づくり

【第2部】

- 人材確保の適切な事例
- 職場定着化への取組み
- 効果的な人事面談スキルとは

【日程・会場】 3会場で開催します

7/17 (火)
高知市
(ちより街テラス)7/18 (水)
香南市
(のいちふれあいセンター)7/27 (金)
四万十市
(JA高知はた)

○時間：13:20～16:40

○定員：各30名 ○費用：無料（要事前申込）

【申込・問合せ】 上記QRコードからも申込みができます。

ジョブカフェこうち (担当：藤本・利谷(りや))
TEL 088-802-2025 FAX 088-823-7005

労務改善 Q&A

<No.44>

Q. 子どものための看護休暇の申出について

子どもの病気看護のための休暇取得の申出には、年次有給休暇で対応していたところ、従業員から「看護休暇」取得の申出がなされた。どのように対応すべきか。

A. 看護休暇の要件を満たす従業員から申出があれば、取得させなければなりません。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)を限度として、病気やけがをした子の看護休暇を取得できるとされており、事業主はこの申出があったときは、これを拒むことはできません。看護以外にも子の予防接種や健康診断でも取得が認められます。

労働者が看護休暇を容易に取得できるようにするため、事業主は看護休暇の取扱のルールを整備する必要があります。また、就業規則では、付与要件(対象となる労働者の範囲等)、取得に必要な手続、期間、看護休暇中の賃金の取扱等についての記載が求められています。看護休暇の取得単位は、1日又は半日(所定労働時間の1/2)とされていますが、勤務の状況や子どもの症状など様々な状況に対応するためには、時間単位での休暇の取得を認めるなど弾力的な利用が可能となるような配慮も肝要です。

子育て支援の充実は、従業員の安心感や就業意欲など労働環境の向上につながりますので、自社の取扱を今一度見直してみてもいかがでしょうか。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！



正社員雇用や社員の方の研修受講に補助金を活用しませんか？

厚生労働省採択事業「高知県地域活性化雇用創造プロジェクト」

安定的な正社員雇用機会の創出と働く場の魅力向上による生産性の向上を図り、地域経済の好循環の実現を目指す取組です。

A 製造業や防災関連産業などの方へ【対象業種25種】 地域産業活性化コース

A 中核人材雇用支援事業

企業が人材紹介会社等を活用して、製品開発や販路拡大等に関する専門的な知識や技術を有する中核人材を正社員として雇用した際の賃金の一部を助成

【補助額】基本給月額×6か月以内×80%

【補助限度額】1人あたり 134.4万円

(月額28万円×6か月×80%)

B 第一次産業やサービス産業などの方へ【対象業種24種】 地域雇用活性化コース

B 中核人材確保支援事業

企業が人材紹介会社等を活用して、人事労務管理等の中心的人材を正社員として雇用した際の賃金の一部を助成

【補助額】基本給月額×6か月以内×80%

【補助限度額】1人あたり 134.4万円

(月額28万円×6か月×80%)

A B 【両コース共通】求職者雇入れ研修支援事業

企業が地域の求職者を正規雇用し、業務に従事しながら又は研修機関に派遣してキャリア形成を促進する場合に、正規雇用した新規採用者の賃金の一部を助成

【補助対象経費および補助率】

(1) 賃金(基本給月額×6か月以内) 1人目90万円以内 2人目以降30万円以内/1人あたり

(2) 研修費及び材料費 1人あたり 10万円以内

【お問い合わせ先】 高知県経営者協会地域活性化雇用創造 プロジェクト推進協議会

高知市本町4丁目1番16号高知電気ビル別館2階
TEL:088-881-2000 FAX:088-881-2001
E-mail chipro@ca.pikara.ne.jp

お気軽に
ご連絡ください

各事業の詳細はHPをご確認ください。
<http://www.kochi-chipro.jp>



B 派遣研修支援事業

企業の職員等が、人材確保や労務管理等を習得する研修やセミナーに参加する場合の参加費の一部、又は自社で職員向けセミナー等を開催する場合の講師派遣費用の一部を助成

【補助対象経費および補助率】

対象となる研修やセミナーの参加費(受講料)及び旅費、または講師派遣料の80%

【補助限度額】1企業あたり20万円以内

仕事休もっ化計画

～プラスワン休暇で、労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得しよう～

休もっ化計画1：仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化計画2：土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。

休もっ化計画3：年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まります。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！